

青森県住教育学習指針（素案）

（目的）

第1 この指針は、県民一人ひとりが将来にわたりより良い住まいと住環境で暮らしていくことができるよう、学校における住教育や一般県民に対する住生活関連情報等を充実し、県民の住宅や住まい方に関する基礎的な知識や判断能力であるリビングリテラシーを向上させることにより、県民の住生活に対する意識改革を促進し、生活創造社会につながる豊かな住生活の実現を図ることを目的とする。

（基本姿勢）

第2 県民のリビングリテラシーの向上のため、次に掲げる基本姿勢により住教育学習を実施するものとする。

（1）防災や安全、健康等の基礎的な知識を身に着けることが必要な小学生や、親元から独立した後の住生活において自らの判断が必要となる中学生、高校生を対象としてリビングリテラシーを向上させる取組みを実施し、次世代の住生活やまちづくりを担う子どもたちの判断能力や生きる力を育成する。

（2）住情報提供やワークショップの実施等、一般県民のリビングリテラシーを維持、向上させるための取組みを実施し、より豊かな住生活を実現しようとする県民の意識を醸成する。

（実施体制の整備）

第3 的確かつ円滑な住教育学習を実施するため、県は県教育庁及び市町村教育委員会等と協力し実施体制を整備するとともに、建築設計、住宅建設、不動産、金融機関及び消費生活等住生活関連団体・企業と連携し住教育学習を推進していくものとする。

また、住教育学習の実施にあたっては、学識経験者等の意見を考慮するものとする。

(具体的な取組み)

第4 リビングリテラシーの向上を図るため、次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1) 児童・生徒に対する取組み

- ① 技術・家庭科における住教育が円滑に実施できるよう、本県の住生活を具体的に描き、学校での実践、学習に活用できる教材・副教材を作成する。
- ② 本県の住生活を理解し、より快適な住まい方を実現する力を育むことができるよう、建築士等住生活関連分野の専門講師による技術・家庭科、総合的な学習の時間に活用できる出前授業のプログラムを構築する。

(2) 県民に対する取組み

- ① 県民が安全・快適な住生活を営むことができるよう、本県の住生活に必要な基礎知識を網羅した一般県民向けリーフレットを作成する。
- ② 家族で住生活の問題意識を共有し家庭において住生活の向上に取り組むことができるよう、親子参加型ワークショップ等を実施する。

(学校における住教育学習の目標)

第5 住教育学習の実施によりめざす各学校段階の目標を次のとおりとする。

(1) 小学校 家庭科

- ① 季節の変化に合わせた生活の大切さに気付くこと
- ② 整理・整頓や清掃の仕方が分かること

(2) 中学校 技術・家庭科

- ① 家族の住空間について考え、住居の基本的な機能について知ること
- ② 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知ること

(3) 高等学校 家庭科

ライフスタイルに応じた住居の機能、住居と地域のかかわり等を理解し、安全で環境に配慮した住生活を営むことができること

(その他)

第6 この方針に掲げるもののほか、住教育学習の実施にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

参考) 青森県住教育学習指針 構成案

第1章 青森県住教育学習指針

第2章 青森県住教育学習指針の解説

1. 目的及び基本姿勢について
2. 住教育学習の実施体制について

第3章 住教育学習の実施内容

1. 児童・生徒に対する取組みについて
2. 県民に対する取組みについて
3. 学校における住教育学習の目標について

第4章 その他

1. 検討経過等
2. 参考資料